

協会だより

No.15

平成26年5月発行

ながの



岡谷市 鶴峰公園

写真提供 岡谷市

CONTENTS

平成26年度事業計画及び

収支予算について……2

収支予算書……3

年金事務所からのお知らせ

退職後の年金加入……4

協会けんぽからのお知らせ

被扶養者資格の再確認の実施……5

年に1度は健診を受けましょう……5

被保険者等の健康保持増進事業のお知らせ

プール利用補助券配布のお知らせ……6

平成
26年度

事業計画及び収支予算について

(一財)長野県社会保険協会におきましては、去る3月19日、ホテル信濃路(長野市)において、評議員会及び理事会を開催し、平成26年度の事業計画及び収支予算について審議し、決定いたしましたので、皆様にご報告します。

平成26年度事業計画

1、社会保険制度・同事業の普及啓発と本会事業周知

- (1) 機関紙「協会だより」を年4回発行します。
- (2) 「社会保険の手引」を5月に発行します。
- (3) 「社会保険事務講習会」、「ねんきん説明会」を開催します。
- (4) ホームページを活用し、最新の情報提供や事業の周知を図ります。

2、保健福祉事業

- (1) 健康づくり事業
健康ウォーキング事業を、11月に諏訪湖で開催します。
- (2) 健康増進事業
 - ① プール利用補助事業の実施
サンマリーンながのは、ごみ焼却施設計画のため閉館されましたので、青垣公園市民プール(松代町)を追加しました。
※詳細は、本紙6ページをご覧ください。
 - ② 施設利用補助券の交付
※東京ディズニーリゾートのマジックキングダムクラブ加入を更新しましたので、ご利用ください。
※詳細は社会保険協会HPをご覧ください。

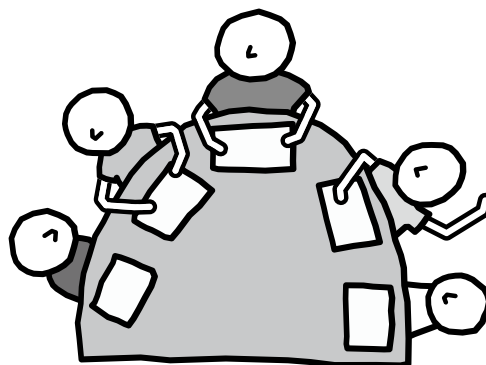
3、社会保険委員会事業に助成します

4、諸会議

- (1) 理事会を、6月及び3月に開催します。
- (2) 評議員会を、6月及び3月に開催します。
- (3) 関係機関の諸会議に出席します。

5、その他

- (1) 社会保険委員活動を支援します。
- (2) 全国社会保険協会連合会と連携し事業に努めます。
- (3) 関係機関とも連携し事業に努めます。



各支部体育奨励・健康増進事業等一覧

協会の各支部においては、下記のとおり事業を予定しております。計画実施の都度、ご案内いたします、ご参加をお待ちします。

	長野	長野北	東信	南信	伊那	飯田	中信
健康ウォーキング	*11月(諏訪湖)合同実施						
バスハイク				7月・9月	6月・9月	5月・9月	6月・9月
軟式野球地区大会				7月~9月		6月	
ソフトバレーボール大会						10月	
スキーリフト利用券補助	12月~3月	12月~3月	12月~3月	12月~3月			12月~3月
スケート利用券補助	12月~3月	12月~3月	12月~3月	12月~2月			
温泉施設利用券補助	10月~2月	10月~2月	10月~2月		11月~2月	6月~2月	
ボウリング利用券補助				9月~2月	9月~2月		

平成26年度・収入支出予算書

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
基本財産利子収入	5,000	10,000	△5,000
特定資産利子収入	100,000	100,000	0
会費収入	67,604,000	66,465,000	1,139,000
負担金収入	3,505,000	3,945,000	△440,000
受取利息収入	9,000	9,000	0
雑収入	25,000	44,000	△19,000
事業活動収入計	71,248,000	70,573,000	675,000
2. 事業活動支出			
①事業費支出			
広報活動事業費支出	14,535,000	14,832,000	△297,000
制度普及事業費支出	5,017,000	5,500,000	△483,000
体育奨励事業費支出	6,245,600	7,303,000	△1,057,400
健康増進事業費支出	34,163,500	40,341,000	△6,177,500
助成事業費支出	1,630,000	2,070,000	△440,000
共通事業費支出	6,550,900	6,370,000	180,900
事業費支出計	68,142,000	76,416,000	△8,274,000
②管理費支出			
給与支出	6,300,000	6,300,000	0
諸手当支出	2,250,000	2,250,000	0
臨時職員費支出	1,500,000	1,500,000	0
法定福利費支出	1,600,000	1,600,000	0
福利厚生費支出	750,000	700,000	50,000
旅費支出	950,000	1,100,000	△150,000
諸謝金支出	50,000	100,000	△50,000
消耗器具備品費支出	0	0	0
消耗品費支出	1,300,000	1,500,000	△200,000
通信運搬費支出	1,200,000	1,200,000	0
図書・印刷費支出	10,000	10,000	0
借料及び損料支出	2,800,000	2,980,000	△180,000
雑役務費支出	1,400,000	1,500,000	△100,000
会議費支出	300,000	300,000	0
光熱水費支出	320,000	320,000	0
公租公課支出	180,000	150,000	30,000
負担金支出	600,000	600,000	0
雑費支出	80,000	50,000	30,000
管理費支出計	21,590,000	22,160,000	△570,000
事業活動支出計	89,732,000	98,576,000	△8,844,000
事業活動収支差額	△18,484,000	△28,003,000	9,519,000
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
事業運営補填金積立金取崩収入	9,857,000	8,515,000	1,342,000
投資活動収入計	9,857,000	8,515,000	1,342,000
2. 投資活動支出			
投資活動支出計	0	0	0
投資活動収支差額	9,857,000	8,515,000	1,342,000
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV 予備費支出	1,106,000	1,472,000	△366,000
当期収支差額	△9,733,000	△20,960,000	11,227,000
前期繰越収支差額	9,733,000	20,960,000	△11,227,000
次期繰越収支差額	0	0	0

年金事務所からのお知らせ

退職後の年金加入

退職後に厚生年金保険の適用事業所に再就職する場合は、引き続き厚生年金保険に加入しますが、**それ以外の20歳以上60歳未満の方は国民年金に加入するための手続きが必要です**（扶養されていた60歳未満の配偶者（夫・妻）についても、同様に手続きが必要ですのでご注意ください）。

この手続きを行わないと、年金額が減る場合や、年金そのものが受け取れなくなる場合があります。必ず以下の表を確認のうえ、必要な手続きを行ってください。

年 齢	こんなとき	加入する年金制度	届出・申請書名	提出先	提出期限	提出者
60歳未満	再就職する	厚生年金保険 厚生年金保険の適用事業所に再就職する方	厚生年金保険被保険者資格取得届※2	長野事務センター（郵送）※1	再就職日から5日以内	事業主
	自営業者、無職の方、それらの配偶者など（厚生年金保険や共済年金に加入する方やその被扶養配偶者の方以外の方）となる	国民年金【第1号被保険者】 日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方で、厚生年金保険や共済組合に加入している方（第2号被保険者）及びこれらの者に扶養されている配偶者（第3号被保険者）以外の方	〔添付書類〕年金手帳または基礎年金番号通知書	住所地の市区役所または町村役場	退職日の翌日から14日以内	ご本人または世帯主
	厚生年金保険や共済年金に加入する方の被扶養配偶者となる	国民年金【第3号被保険者】 厚生年金保険や共済組合に加入している被保険者（65歳以上70歳未満で老齢または退職を理由とする年金の受給権を有する人は除く）に扶養される20歳以上60歳未満の配偶者	〔添付書類〕収入確認のための書類（非課税証明書など）、年金手帳または基礎年金番号通知書	長野事務センター（郵送）※1	被扶養者（扶養される方）に該当した日から14日以内	ご本人（事業主経由）
60～64歳	再就職する	厚生年金保険 厚生年金保険の適用事業所に再就職する方	厚生年金保険被保険者資格取得届※2	長野事務センター（郵送）※1	再就職日から5日以内	事業主
	受給資格期間が不足している。満額の老齢基礎年金が受けられない	国民年金に任意加入 60歳以上で老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない方や受給資格期間は満たしているが保険料を納付した月数が少なく満額（40年間保険料納付分）の老齢基礎年金が受けられない方	〔添付書類〕年金手帳または基礎年金番号通知書	住所地の市区役所または町村役場		ご本人（海外在住の方は国内在住の協力者を含む）
65～69歳	再就職する	厚生年金保険 厚生年金保険の適用事業所に再就職する方	厚生年金保険被保険者資格取得届※2	長野事務センター（郵送）※1	再就職日から5日以内	事業主
	受給資格期間が不足している	国民年金に任意加入 60歳以上で老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない方や受給資格期間は満たしているが保険料を納付した月数が少なく満額（40年間保険料納付分）の老齢基礎年金が受けられない方	〔添付書類〕年金手帳または基礎年金番号通知書	住所地の市区役所または町村役場		ご本人（海外在住の方は国内在住の協力者を含む）
70歳以上	受給資格期間が不足している	厚生年金保険に任意加入 70歳以上になっても老齢年金の受給資格期間を満たしていない方で、事業所に勤めている方	厚生年金保険高年齢任意加入被保険者資格取得申出書	長野事務センター	加入するとき	ご本人

※1 長野事務センターへの送付先は、「〒380-0935 長野市中御所45-1 山王ビル1階 日本年金機構長野事務センター」です。事務センターは郵送による受付のみとなり、来訪による各種届出書のご提出、電話または来訪によるご相談はお近くの年金事務所へお願いします。

※2 【日本年金機構ホームページ（<http://www.nenkin.go.jp/>）】より【事業主の方】をご覧ください。【シーン別手続案内】から届出用紙がダウンロードできます。

被扶養者資格(認定状況)の再確認を実施いたします

5月末より、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者資格(認定状況)を再確認させていただきます。

確認業務のため事業主・健康保険事務担当者の皆さまには大変お手数をおかけいたしますが、保険料負担の軽減につながる大変重要な確認ですので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

再確認の対象となる方

協会管掌健康保険の被扶養者

ただし、次の方を除きます。

- ① 本年4月1日において18歳未満の被扶養者
- ② 本年4月1日以降に被扶養者認定を受けた被扶養者

被扶養者状況リスト送付時期及び提出期限

送付時期：本年5月末日から6月下旬(順次送付)

提出期限：本年7月末日

※被扶養者資格の再確認が完了次第で提出ください

解除となる被扶養者についての手続き

被扶養者の資格を満たさないことが判明した方については、扶養解除の手続きが必要となります。被扶養者状況リストに同封してお送りする「被扶養者調書兼異動届」に必要事項を記入し、該当する方の被保険者証を添付のうえ、被扶養者状況リストと一緒に協会けんぽへご提出ください。



被扶養者資格の再確認について、詳しくは業務グループまでお問い合わせください。 ☎026-238-1250

年に1度は健診を受けましょう!

健診は生活習慣病の予防や早期発見のために欠かせません!
年に1度は健診を受けて体の健康チェックをしましょう。

年度内お一人様
一回に限り、
協会けんぽから
健診費用を補助します!

加入者ご本人(被保険者)様の健診 生活習慣病予防健診

【対象者】35歳~74歳の被保険者

【自己負担】最高7,038円(一般健診の場合)

【申込から受診までの流れ】

- ① 健診機関に予約
ご希望の健診機関にお電話等で予約してください
- ② 協会けんぽに申込
申込書を協会けんぽまで郵送いただくか、インターネットでお申込みください
- ③ 予約日に受診
保険証を忘れずにお持ちください

ご家族(被扶養者)様の健診 特定健康診査

【対象者】40歳~74歳の被扶養者

【補助額】健診費用のうち6,520円を補助します

【申込から受診までの流れ】

4月上旬に協会けんぽから「受診券」を被保険者様住所宛てに送付しておりますので、健診機関へ予約し、保険証と受診券を持参して受診します。

健診のお申し込みについて、詳しくは
保健グループまでお問い合わせください。
☎026-238-1253



協会けんぽ長野支部では、『健康保険委員』を募集しています!

協会けんぽでは、健康保険の事務に携わっていらっしゃる加入者の方で、健康保険事業の推進にご協力いただける方を、健康保険委員として委嘱しております。

ご応募いただける方は、募集案内をご確認のうえ、申込書を協会けんぽ長野支部までご提出ください。募集案内および申込書につきましてはホームページから印刷できるほか、郵送でもお送りいたします。

健康保険委員について、詳しくは企画総務グループまでお問い合わせください。 ☎026-238-1251



全国健康保険協会 長野支部

協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

〒380-8583 長野市南長野西後町1597-1
長野朝日八十二ビル8階

被扶養者資格の確認・健康保険給付…026-238-1250(代表)

保険料率・ジェネリック医薬品…026-238-1251

健診・特定保健指導…026-238-1253

レセプト・医療費のお知らせ…026-480-0562

マジックキングダムクラブ

詳細はホームページへ

長野県社会保険協会は、マジックキングダムクラブの法人会員になっています。このため、会員事業所で働く従業員の方は、マジックキングダムクラブのメンバーになることができます。メンバーになると、東京ディズニーランド、東京ディズニーシーなどの関係施設を特別料金でご利用できます。



マジックキングダムクラブとは

マジックキングダムクラブは、企業や組織の福利厚生の一環として、社員の方々とその家族に東京ディズニーリゾート内のテーマパークやその関係施設を、特別料金でご利用いただけるユニークなレクリエーション組織です。

長野県社会保険協会

検索

<http://www.shaho-nagano.or.jp>

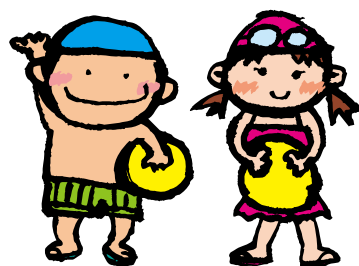
平成26年度
プール

利用補助券配布のお知らせ

長野県社会保険協会の会員事業所の被保険者及び被扶養者に、下記施設の利用補助券の配布をいたしますのでご利用ください。

◆下記の料金でご利用いただけます◆

契約施設	利用者区分	一般	高校生	シルバー	中学生・小学生	幼児
中野市民プール			無料			
サマーランド			無料(3歳以上)			
青垣公園市民プール			無料			
アクアプラザ上田		250円		無料		対象外 料金が かかりません
ララ松本			320円		無料	
伊那市民プール			100円		無料	
高遠スポーツ公園プール			無料			
すわっこランド			110円		無料(4歳以上)	
アクアパークIIDA			300円		無料(3歳以上)	



利用期間
平成26年7月1日
～平成26年8月31日

申込資格 社会保険協会会員事業所の被保険者及び被扶養者

配布枚数 **5,000枚** (上記施設のいずれか一カ所で、1枚につきお一人様1回のみ有効)

申込方法 下記申込書を郵送にてお申し込みください。FAX不可
*配布枚数は、事業所の規模に応じて右表のとおり上限枚数を設定させていただきますので、ご理解をお願いします。
*返信用の封筒、切手は必要ありません。

申込先 〒380-0936 長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館4階
一般財団法人長野県社会保険協会 プール利用券係 宛

申込期限 平成26年5月30日(金)必着

発送 6月下旬に申込責任者宛に発送します。
配布枚数以上のお申し込みがあった場合は、抽選とさせていただきます。
抽選結果につきましては、補助券の発送をもってかえさせていただきます。

事業所規模	上限枚数
1～9人	3枚
10～19人	5枚
20～49人	10枚
50～99人	15枚
100人以上	20枚

お問い合わせ TEL026-226-5240

平成26年度 プール利用補助券申込書

事業所整理記号	
事業所所在地	〒
事業所名	事業所の押印がないものは、無効とさせていただきます。 (印)
電話番号	()
申込責任者氏名	

申込枚数 *事業所の規模に応じて 上限があります	
	枚
*協会使用欄(記入不要)	